

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の骨子  
に対する意見提出手続の結果まとめ

- 1 意見の募集期間 平成 26 年 6 月 23 日（月）～7 月 22 日（火）
- 2 意見の提出者数 46 人（直接 40 人、ファクシミリ 4 人、メール 2 人）
- 3 意見の件数 156 件
- 4 意見のまとめ

(1) 設備の基準に関するご意見（42 件）

①専用区画でなく、専用施設や専用室と名称を変更してもらい等の意見が多数。

当市の回答

本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。なお、各放課後児童クラブにおきまして、「専用区画」ではなく、専用施設及び専用室として名称を変更していただいても構いません。

②専用区画の面積を 1.65 平方メートル以上とした方がよいとの意見が多数。

当市の回答

当市の放課後児童クラブにおきましては、平成 26 年 5 月 1 日現在、専用区画が  
1.65 m<sup>2</sup>以上を満たしていないクラブは、27 クラブ中 4 クラブございます。本条例案では、「市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする」という規定を設けております。当市といたしましては、まず本規定にのっとり、市内にあるすべての放課後児童クラブにおきまして、児童 1 人あたり 1.65 m<sup>2</sup>以上を確保できるように、また、出来る限り 1 人あたりの専用区画の面積を確保できるように努めてまいります。

③静養室を設けるべきであるとの意見が多数。

当市の回答

静養させる専用室を設けることにつきまして、現在多くの放課後児童クラブにおきまして、静養させるための専用室を確保できていない状況です。このため、静養室の確保につきましても、引き続き努めてまいります。

(2) 職員（指導員）に関するご意見（41 件）

- ①一の支援の単位における支援員の数を 3 人以上とすべきとの意見が多数（現在の市のマニュアル（20 人以上は 3 人以上と記載している）を基にした意見）。

当市の回答

本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において 3 人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに 3 人以上とする」という規定には変更できません。

(3) 開所時間及び日数に関するご意見（44 件）

- ①平日の開所時間が 3 時間、休日の開所時間が 8 時間では、仕事をしている親にとって厳しいものになってしまう意見が多数（多くの意見が開所時間の設定を勘違いしている意見）。

当市の回答

本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、現状または現状以上の開所時間を設定すれば、学童保育の役割が十分に果たせるものと考えております。

なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日及び学校休業日の開所時間を増やした規定にしてしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。

◆放課後児童クラブに関する今後の対応について◆

今回多くの皆様からご意見をいただきましたが、いただいたご意見を十分に検討した結果、意見提出手続を行った条例案の骨子どおりに、平成 26 年 9 月議会に議案上程いたしました。今後、市議会で審議され、本条例案が可決された場合には、来年 4 月 1 日から本条例案が施行される予定です。

なお、本市といたしましては、本条例案が制定された後、既存の「桐生市放課後児童クラブ設置運営マニュアル」の大幅な見直し等を検討しており、このマニュアルの見直し等の中で、今回いただきました様々なご意見を反映できる様に、十分に検討してまいりたいと考えております。